

事業者の皆様へ

(R7.12.3 一部修正)

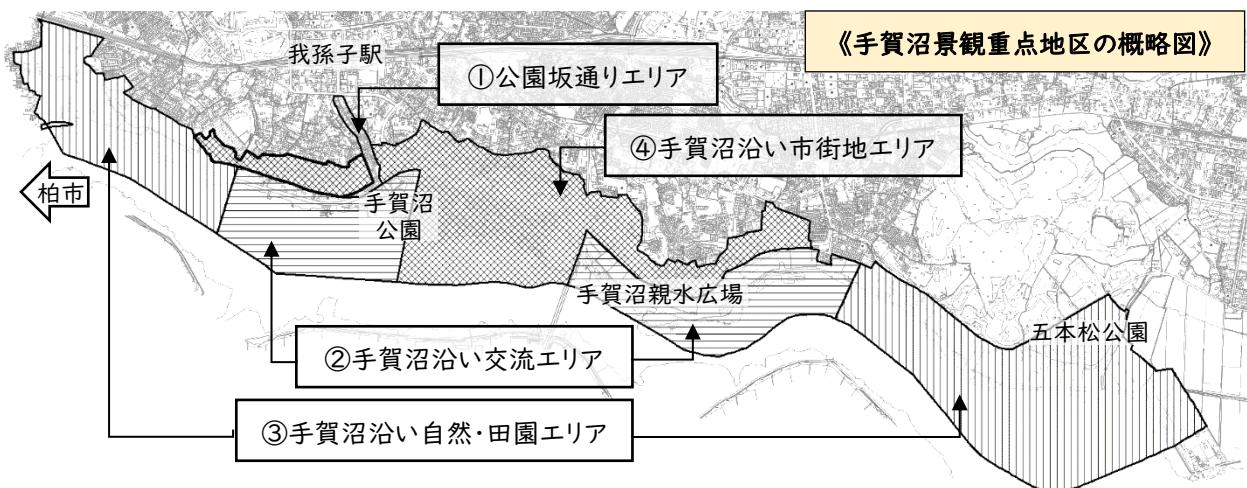
令和8年1月1日から、我孫子市の景観づくりに関する手続きや基準等が変わります

改正「我孫子市景観条例」と改定「我孫子市景観計画」(現:我孫子市景観形成基本計画)が同日施行

I. 我孫子市における景観法に基づく「景観計画区域」の区分が変わります

引き続き市内全域を「景観計画区域」としつつ、景観の特性や課題等を踏まえて区域の区分を見直しました。エリア又はゾーンによって、景観法に基づく届出や我孫子市景観条例に基づく事前協議が必要な行為と、これに適用される色彩等の景観づくりの基準が異なります。

令和7年12月31日まで(3つに分類)		令和8年1月1日から(7つに分類)
○手賀沼ふれあいライン特定地区 ※手賀沼周辺の特に先導的・重点的に景観形成を推進する区域	重点地区 ※4つに細分化	①公園坂通りエリア ②手賀沼沿い交流エリア ③手賀沼沿い自然・田園エリア ④手賀沼沿い市街地エリア
○国道6号・商業地区 ※国道6号の境界線から50m以内及び用途地域が商業地域又は近隣商業地域の区域	⑤商工業景観ゾーン	
○一般地区 用途地域が工業専用地域の区域	用途地域が準工業地域及び住居系の区域、市街化調整区域の一部	⑥住宅景観ゾーン
	市街化調整区域(一部を除く)	⑦自然・田園景観ゾーン



2. 我孫子市景観条例に基づく事前協議が必要な行為等が変わります

	令和7年12月31日まで	令和8年1月1日から
事前協議が必要な行為	景観法第16条第1項又は第2項に規定する届出が必要なもので、かつ、他の法律や条例に基づく手続きがあるもの	2ページの【表1】に該当するもの ※既存の建築物や工作物の外観の変更についても、該当するものは事前協議が必要になります。
事前協議に必要な書類の提出期限	他の法律や条例に基づく手続きを行おうとする日の30日前まで<注>	景観法第16条第1項又は第2項に規定する届出を行おうとする日の30日前まで

<注>令和8年1月1日以降に他の法律や条例に基づく手続きを行うもので、手続きを行う日の30日前の日が令和7年12月中となる場合は、改正前の我孫子市景観条例の規定に基づき事前協議を行ってください。なお、令和7年中の事前協議の受付は、12月26日(金)までです。

【表1】 我孫子市景観条例に基づく事前協議が必要な行為	商工業景観ゾーン 住宅景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン	手賀沼景観重点地区		
			手賀沼沿い自然・田園エリア 手賀沼沿い交流エリア 公園坂通りエリア	手賀沼沿い市街地エリア	
建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更	●地盤面からの高さが15mを超えるもの又は延べ面積が1,000m ² を超えるもの		●地盤面からの高さが10mを超えるもの又は延べ面積が1,000m ² を超えるもの		
工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更	柵、塀、擁壁等	—	●地盤面からの高さが5mを超え、かつ長さが30mを超えるもの	—	
	コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	—	—	●地盤面からの高さが15mを超えるもの	
	野立ての太陽光発電設備	—	●行為の場所が我孫子市景観条例で定める野立ての太陽光発電設備の設置の自粛を要請する区域内で、発電出力が10kW以上のもの	●発電出力が10kW以上のもの	
	上記以外		●地盤面からの高さが15mを超えるもの		

3. 我孫子市における景観法第16条第1項又は第2項に基づく届出が必要な行為が変わります （【表2】参照）

【表2】 景観法第16条第1項又は第2項に基づく届出が必要な行為	商工業景観ゾーン 住宅景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン	手賀沼景観重点地区		
			手賀沼沿い自然・田園エリア 手賀沼沿い交流エリア	公園坂通りエリア	手賀沼沿い市街地エリア
建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更	●地盤面からの高さが10mを超えるもの又は延べ面積が500m ² を超えるもの		●全てのもの（地盤面からの高さが10m以下の戸建て住宅を除く。）		
工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更	柵、塀、擁壁等		●地盤面からの高さが2mを超え、かつ、長さが30mを超えるもの		
	コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等		●地盤面からの高さが15mを超えるもの		
	野立ての太陽光発電設備	●発電出力が30kW以上のもの	●発電出力が10kW以上のもの		
	上記以外		●地盤面からの高さが10mを超えるもの		
開発行為			●都市計画法第29条第1項に規定する許可を要する開発行為で、高さが2mを超える法面又は擁壁が生じるもの		
木竹の伐採	—	—	●伐採面積が500m ² を超えるもの	—	—
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	—	—	●堆積の高さが3mを超えるもの又は堆積面積が500m ² を超えるもの		

4. 景観法第16条第1項又は第2項に基づく届出が必要な行為に適用される色彩等の基準が変わります 詳しくは、我孫子市役所のホームページに掲載されている「我孫子市景観計画」をご覧ください。

5. 我孫子市景観条例に基づく届出が必要な屋外広告物の条件が変わります

現行(改正前)の我孫子市景観条例では、千葉県屋外広告物条例に基づく許可を必要とする屋外広告物のみを届出の対象としていましたが、令和8年1月1日からは、千葉県屋外広告物条例に基づく許可の要否に関わらず、【表3】に該当する屋外広告物は全て届出の対象となります。

【表3】 我孫子市景観条例に基づく届出が必要な屋外広告物	商工業景観ゾーン 住宅景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン	手賀沼景観重点地区		
			手賀沼沿い 自然・田園エリア 手賀沼沿い 交流エリア	公園坂通り エリア	手賀沼沿い 市街地エリア
屋外広告物(建築物の窓等の内面に掲出し、屋外に向けて表示するものを含む)の表示・設置又は表示内容の変更(ただし、自動車を利用する広告物を除く。)		<ul style="list-style-type: none"> ● 上端の高さが地盤面から20mを超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ● 表示面積が1m²を超えるもの 		<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物等から独立した屋外広告物で上端の高さが地盤面から3mを超えるもの又はそれ以外の屋外広告物で上端の高さが地盤面から4mを超えるもの

<参考> 現行(改正前)の我孫子市景観条例で届出を必要としている屋外広告物

手賀沼ふれあいライン特定地区	千葉県屋外広告物条例で定める許可を必要とするもの
国道6号・商業地区	千葉県屋外広告物条例で定める許可を必要とするもので、高さが4m以上のもの又は表示面積が10m ² を超えるもの
一般地区	

○改正後の我孫子市景観条例では、建築物の窓等の内面に掲出し、屋外に向けて表示する広告物についても屋外広告物として扱います。

○届出は、千葉県屋外広告物条例に基づく許可の要否に応じて下表の期日までに行ってください。

●千葉県屋外広告物条例で定める許可を必要とする屋外広告物の新設又は表示内容・色彩の変更	当該許可に係る申請を行おうとする日の30日前まで(※現行(改正前)と同じ。)
●千葉県屋外広告物条例で定める許可を要しない (=当該条例の適用除外)屋外広告物の新設又は表示内容・色彩の変更	行為に着手しようとする日の30日前まで

☆事前協議申請書や届出書の様式も変わります。

令和8年1月以降のお手続きには、新様式をご使用ください。

新様式の電子ファイルは、我孫子市役所のホームページに順次掲載していきます。

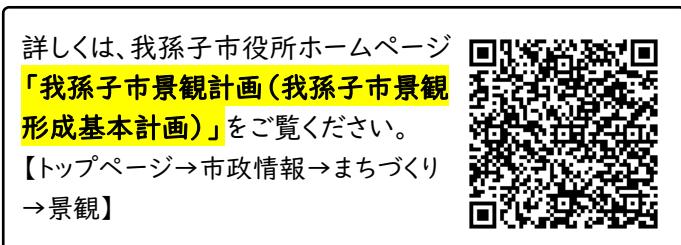


6.届出が必要な屋外広告物に適用される色彩等の基準が変わります

千葉県屋外広告物条例で定める許可の基準又は適用除外の基準に上乗せして、我孫子市景観計画で定める【表4】の基準が適用されます。なお、屋外広告物に関する基準を定めている地区計画の区域内においては、その基準が加えて適用されます。

【表4】 我孫子市景観 計画で定める 屋外広告物の 基準		商工業景観 ゾーン 住宅景観 ゾーン	自然・田園 景観ゾーン	手賀沼景観重点地区		
共通	色彩			手賀沼沿い 自然・田園エリア 手賀沼沿い 交流エリア	公園坂通り エリア	手賀沼沿い 市街地エリア
	地盤面から上端までの高さ	—		●10m以下とすること(ただし、公益上必要なものを除く)。	●7m以下とすること。	●10m以下とすること。
	意匠	●人物や動物、事業内容を連想させる写真を表示できる範囲は、地盤面から高さ20mまでとする。	—	●人物や動物、事業内容を連想させる写真や意匠(ただし、ロゴマークを除く)は使用しないこと。	—	—
	可変表示式広告物(LED電光掲示板等)	●使用できる範囲は地盤面から高さ20mまでとする(ただし、公益上必要なものを除く)。		●設置してはならない(ただし、公益上必要なものを除く)。		—
屋上広告物		—		●設置してはならない。	●1棟につき1基とし、1基あたりの表示面積を10m ² 以下とすること。	
突き出し広告物		—		●1棟につき1基とし、1基あたりの表示面積を3.5m ² 以下とすること。		—
壁面・窓面利用広告物		—	—	●1壁面につき、壁面の見付面積に対する広告物の面積の割合を合計で1/10以下とすること。 ●壁面に表示する文字は、切り文字又は箱文字とすること。		—
独立広告物	1表示面積	—	—	●10m ² 以下とすること。	●3.5m ² 以下とすること。	●10m ² 以下とすること。
	表示面以外(支柱など)の色彩	—		●茶系を基本とし、周辺の景観との調和に配慮した明度・彩度とすること。		—

○ゾーン・エリアによって、人物等の写真・デザインやデジタルサイネージ等の可変表示式広告物の使用、屋上広告物の設置が制限されますのでご注意ください。



(お問い合わせ先)
我孫子市役所 都市計画課 景観推進室
電話:04-7185-1529(直通)
メール:keikan@city.abiko.chiba.jp